

河川等災害応急対策活動等に関する基本協定 募集要領

「河川等災害応急対策活動等に関する基本協定」について、下記により基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は下記基本協定締結説明書により技術資料の提出をお願いいたします。

基本協定締結説明書

1. 公募日 平成23年3月1日
2. 担当官等 中国地方整備局 岡山河川事務所長 西澤 賢太郎
3. 協定概要
 - (1) 協定名 河川等災害応急対策活動等に関する基本協定
 - (2) 活動場所 一級河川吉井川水系、旭川水系及び高梁川水系のうち、岡山河川事務所において管理する区域（別図－1参照）における災害応急対策活動等への協力を原則とする。
 - (3) 活動内容 岡山河川事務所管内の河川管理施設において災害が発生、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、貴社で保有される建設機械、資材及び労力等により応急対策活動を実施するものとする。
 - (4) 協定期間 平成23年5月1日～ 平成24年4月30日
4. 応募資格
応募資格は、以下のとおりとします。
 - (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成21・22年度「一般土木工事」又は「維持修繕工事」に係る一般競争参加資格の認定を単体で受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
ただし、平成23年4月1日までに平成23・24年度「一般土木工事」又は「維持修繕工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていることを基本協定締結の条件とする。
 - (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ず

るものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (5) 平成8年度以降に元請けとして完成・引き渡し完了した岡山河川事務所が発注した「一般土木工事」または「維持修繕工事」において一件以上の施工実績を有すること。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上であること。ただし、乙型JV（異工種JV）の同種工事の施行実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。なお、当該実績の工事成績評定通知書に記載されている評定点（以下「評定点」という。）が65点未満のものは実績として認めない。

追って、当該実績の発注機関が財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（CORINS）」（以下、「CORINS」という。）に登録を義務付けている場合は、CORINSに登録されていなければ、実績として認めない。ただし、500万円未満の工事、中国地方整備局における平成14年9月30日以前に発注した請負金額が2,500万円未満の工事及び平成9年3月31日以前に発注した請負金額が5,000万円未満の工事等、発注者が登録を義務付けていない工事についてはこの限りでない。

- (6) 本協定の活動内容である応急対策活動等を総括的に管理する者として、次に掲げる基準を満たす技術者を保有していること。なお、当該活動に専任の義務は有しない。

- ① 協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、「監理技術者制度運用マニュアル二一四（2）、（3）」による。

上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。

- ② 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

- ・ 1級建設機械施工技士
- ・ 技術士法による技術士（建設部門、農業部門（農業土木）、森林部門（森林土木）、水産部門（水産土木）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係わるもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。))の資格を有する者。
- ・ これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

- (7) 基本協定参加資格確認申請書（基本協定参加資格確認のための添付資料を含む。この説明書において「申請書」という。）の提出期限の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (8) 岡山県内に建設業法の許可を有する本店、支店が所在すること。

- (9) 岡山河川事務所が発注した平成23年度の各維持工事を既に請け負っている者（国債工事を含む）については、基本協定締結はできない。

5. 基本協定締結者の決定方法

- (1) 基本協定の締結は、4. に掲げる応募資格を満たしている者で行う。なお、協定は最大5区間まで応募可能とするが締結できる区間は原則として最大3区間とする。
- (2) 第1希望順位の者を優先する。
- (3) 同一区間に同一希望順位または異なる希望順位が複数者ある場合については、平成23・24年度の「一般土木」の格付け順位の高い者を（重複の可否を考慮）、協定締結者とする。なお、同一希望順位者の全てが「一般土木」の認定を取得していない場合は「一般土木」を優先し、平成23・24年度の「維持修繕工事」の格付け順位の高い者を協定締結者とする。
- (4) 協定が締結できない区間が発生した場合には、平成23年度岡山河川事務所維持工事競争参加資格通知者（平成23年度維持工事受注者は除く）のうち「4応募資格」の要件をみたす者に、平成23・24年度の「一般土木」の格付け順位の高い者から協定締結の意思を書面において確認し、合意を得られた場合について協定締結を行う。ただし、原則として最大3区間まで重複は可能とする。

6. 担当部局

〒700-0914 岡山県岡山市北区鹿田町2-4-36

国土交通省中国地方整備局 岡山河川事務所 経理課

TEL 086-223-5105（ダイヤルイン） 内線403

7. 応募資格の確認等

(1) 申請書の作成

基本協定の締結を希望される者は、下記資料を作成し提出すること。

①基本協定参加資格確認申請書【別記様式1】

②過去の施工実績【別記様式2】

※平成8年度以降に元請けとして完成・引き渡し完了した岡山河川事務所が発注した一般土木または維持修繕工事において一件以上の施工実績について記載すること。

※CORINSに登録されていない場合は、確認できる書類（契約書の写し等）を提出すること。

③総括的に管理する技術者の資格【別記様式3】

※総括的に管理する技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出願すること。

④担当区間希望調査票【別記様式4】

※基本協定についての希望区間は最大5区間まで応募可能とし希望順位を記載することとするが、締結する区間は原則として最大3区間とする。

⑤河川災害応急対策担当区間図【別図-1】

※建設業法の許可を有する本店、支店の位置を記入し提出願います。
なお、別図－１の範囲で会社の位置が入らない場合は、希望する
担当区間との位置関係がわかる縮尺の入った図面等（様式自由）
を提出すること。

(2) 申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出すること。

- ①提出方法：申請書（追加資料を含む）の提出は、持参又は郵送（書留に限る。必着のこと。）とする。
- ②受付期間：平成23年3月2日（水）から平成23年4月4日（月）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。
- ③提出場所：6. に同じ。

(3) 申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がありましたら、書面（様式は自由）により提出すること。

- ①提出方法：書面を持参又は郵送により提出すること。FAXでも可。
- ②受領期間：平成23年3月2日（水）から平成23年3月9日（水）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。
- ③提出場所：6. に同じ。

(4) (3) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行います。

- ①期 間：質問を受理してから適宜に、平成23年4月1日（金）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
- ②場 所：6. に同じ。

(5) その他

- ①申請書（追加資料を含む）の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となる。
- ②担当官は、提出された申請書（追加資料を含む）を、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しない。
また、提出者の了承を得ることなく申請書の一部のみを採用することはしない。
- ③提出された申請書（追加資料を含む）は返却しません。
- ④提出期限以降における申請書（追加資料を含む）の差し替え及び再提出は認めない。

基本協定参加資格確認申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

担当官

中国地方整備局

岡山河川事務所長 西澤 賢太郎 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

平成23年3月1日付けで募集のありました「河川等災害応急対策活動等に関する基本協定」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。
なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 基本協定締結説明書7.(1)②に定める過去の施工実績を記載した書面
- 2 基本協定締結説明書7.(1)③に定める総括的に管理する技術者の資格等を記載した書面
- 3 基本協定締結説明書7.(1)④『担当区間希望調査票』
- 4 基本協定締結説明書7.(1)⑤別図-1『河川災害応急対策担当区間図』
※会社の分かる詳細な地図

問い合わせ先

担当者 : 中国 太郎

部 署 : 〇〇本店 〇〇部 〇〇課

電話番号 : (代) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (内線 〇〇〇)

F A X 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

過去の施工実績

[記入例]

会社名：

工 事 名 称 等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	受 注 者 名	
	施 工 場 所	(都道府県名・市町村名)
	最 終 請 負 金 額	
	工 期	平成 年 月 ～ 平成 年 月
	受 注 形 態	単体／JV (出資比率)
工 事 内 容	構造形式、 規模・寸法、 使用機材・数量、 施工方法、等	
CORINSへの登録の有無		有り (登録番号を明記) 又は無し

注)・CORINS登録有りとする場合は、登録内容を事前に確認しておくこと。

- ・CORINSに登録されていない等で施工実績が証明できない場合は、工事の工事実績が確認できる書面（工事の実績が確認できる契約書類／施工計画書及び図面等）の写しを添付すること。CORINSデータに数量等が登録されていない場合は、それらを確認できる契約書等の写しを添付すること。図面はA3以下に縮小のこと。
- ・同種工事がCORINSに登録を義務付けている発注機関の工事（500万円未満の工事、平成14年9月30日以前に発注した請負金額が2,500万円未満の工事及び平成9年3月31日以前に発注した請負金額が5,000万円未満の工事は除く。）の場合は、CORINSに登録されていなければ、実績として認めない。
- ・平成21年8月18日以降にCORINSに新規登録した工事は、CORINS登録番号が10桁に変更となっているため、「技術資料入力システム」において登録する場合は、「建設業許可番号(8桁)」＋「新CORINS番号10桁の登録番号の1桁目(4)を除いた残り9桁」を「8桁」＋「4桁」＋「5桁」に分割して入力(登録)すること。
- ・記入する施工実績の発注機関名は、当該工事の契約日における名称とすること。

コメント欄

(甲に対して特に伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。)

(別記様式3)

総括的に管理する技術者の資格

[記入例]

会社名：

技術者の氏名 ^(フリガナ)	技術者	〇〇 〇	〇〇 〇	〇〇 〇	〇〇 〇
生年月日 (和暦)	昭和〇〇年〇〇月〇〇日				
最終学歴	〇〇大学 〇〇科 〇〇年卒業				
法令等による資格・免許	1級土木施工管理技士 (取得年及び登録番号)				
貴社に在籍される技術者数	一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者				
	二級土木施工管理技士又は二級建設機械施工管理技士				
	その他				

・貴社に在籍される技術者を実人数で記入願います。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、2.(6)②に示す資格のことです。

コメント欄

(甲に対して特に伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。)

(別記様式4) 担当区間希望調査票

協定締結を希望される区間について、協定締結を希望される順位を記載願います。なお、区間名については、別図—1『河川等災害応急対策活動等担当区間図』を参照願います。

※記載例

区 間 名	希望される順位	重複の可否
〇〇川①地区	第 ○ 希望	可
〇〇川②地区	第 ○ 希望	可
〇〇川③地区	第 ○ 希望	否
〇川④地区	第 ○ 希望	可
〇川⑤地区	第 ○ 希望	否

※希望できる担当区間数は、最大5区間までとします。

基本協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

基本協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認下さい。

- 基本協定参加資格確認申請書（別記様式1） →必須提出

会社の施工実績関係

- 過去の施工実績（別記様式2） →必須提出
- 施工実績を確認できる書面（契約書の写し等）
→CORINSに登録されていない場合及びCORINSで確認できない場合等は必須提出
- 工事成績評定通知書の写し
→当該工事实績が大臣官房官庁営繕部発注の工事又は地方整備局発注の工事の場合は必須提出

総括的に管理する技術者の資格・経験

- 総括的に管理する技術者の資格（別記様式3） →必須提出
- 直接的かつ恒常的（3箇月以上）な雇用関係が確認できる資料
→（健康保険被保険者証、監理技術者証等）
- 総括的に管理する技術者の資格を証明する書面の写し →必須提出

技術資料

- 『担当区域希望調査票』（別記様式4） →必須提出
- 『河川災害応急対策担当区間図』（別図-1） →必須提出
※会社の分かる詳細な地図
- その他詳細な地図等参考資料 →必要に応じ提出

これらの添付資料が未提出の場合、施工実績、資格、工事経験等が無効（参加資格無し）となりますので、ご注意下さい。

